

2027 年度からの競技会使用楽曲に関するご案内

～事前申告制度がはじまります～

公益社団法人日本エアロビック連盟

理事長知念かおる

平素より本連盟の活動に格別のご高配を配り、厚く御礼申し上げます。

日本エアロビック連盟では、公益法人として法令を遵守する観点から、2027 年度の競技会から選手および指導者の皆様には音楽著作権等の権利問題をクリアした楽曲による出場を強く推奨し、「スズキジャパンカップ全国大会」以降の競技会におきましては、使用楽曲の権利関係に関する事前申告制度を実施してまいります。

昨今の SNS やオンライン配信の普及に伴い、演技映像が広く公開・共有される機会が増えていることから、これまで以上に使用楽曲の著作権をはじめとする各種権利への適切な対応が求められております。

音楽著作権等の権利問題は非常に複雑であり、また市販楽曲の使用権利獲得が非常に困難であることから、本連盟では、今後全ての選手の皆様が権利をクリアした楽曲で安心して競技会に出場できるよう、楽曲作成に関する情報提供、講座の公開、楽曲提供などのサポートに努めてまいります。さらに 2028 年度以降は、各種競技会においても権利関係の許諾状況を申告できる体制づくりを進めていく方針です。

つきましては、2027 年度からの楽曲使用に関するご案内資料を作成いたしましたので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

今後も安心して競技会を開催し、ライブ配信や SNS 等を通じて競技の魅力を広く発信していくためにも、選手・指導者の皆様には、早期のご理解とご準備をお願い申し上げます。